

平成 25 年 3 月 8 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 6 番 21 号  
インヴァスト証券株式会社  
代表取締役社長 川路 猛  
( JASDAQ コード : 8709 )

問合せ先：執行役員総合企画部長 大村 祐一郎  
(TEL 03-3595-4133)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株につき 100 株の割合をもって当社発行の普通株式の分割を実施するとともに、単元数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数（平成 25 年 3 月 8 日現在）

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ① 分割前の発行済株式総数：     | 64,114 株      |
| ② 今回の分割により増加する株式数： | 6,347,286 株 ※ |
| ③ 分割後の発行済株式総数：     | 6,411,400 株 ※ |
| ④ 分割後の発行可能株式総数：    | 25,000,000 株  |

※平成 25 年 3 月 8 日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告： 平成 25 年 3 月 15 日（金）
- ② 基準日： 平成 25 年 3 月 31 日（日）※
- ③ 効力発生日： 平成 25 年 4 月 1 日（月）

※当日は、株主名簿管理人休業日のため、実質上の基準日は平成 25 年 3 月 29 日（金）となります。

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たり行使価額を平成 25 年 4 月 1 日（月）以降、以下のとおり調整いたします。

区分	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 22 年 6 月 25 日定時株主総会決議及び平成 22 年 7 月 9 日取締役会決議に基づく新株予約権	34,918 円	350 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

本株式分割の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日： 平成 25 年 4 月 1 日（月）

(注) 本単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 3 月 27 日（水）をもって、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条及び第 7 条の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>25万</u> 株とする。  (新 設)  第7条～第42条 (条文省略)  (新 設)  (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,500</u> 万株とする。  (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株とす</u> <u>る。</u>  第8条～第43条 (現行どおり)  <u>附 則</u>  <u>第6条の変更ならびに第7条の新設およびそれ</u> <u>に伴う条文の繰り下げの効力発生日は、平成25</u> <u>年4月1日とする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

## 5. その他

### (1) 資本金の額について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

### (2) 配当について

今回の株式の分割は平成25年4月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成25年3月31日とする平成25年3月期の期末配当につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上